

鬼北町ジビエ施設指定管理者業務仕様書

本書は、鬼北町ジビエ施設（以下「施設」という。）の指定管理者を募集するにあたり、「鬼北町ジビエ施設指定管理者募集要項」を補足するための資料で、鬼北町が指定管理者に要求する管理運営業務の内容及びその基準等を示すものである。

1 施設の概要

（１）施設の設置目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき捕獲された鳥獣の処理に伴う捕獲者等の負担軽減を図り、地域資源として新たな価値を創造することで、有害鳥獣駆除を推進し、もって有害鳥獣による被害を防止することを目的とする。

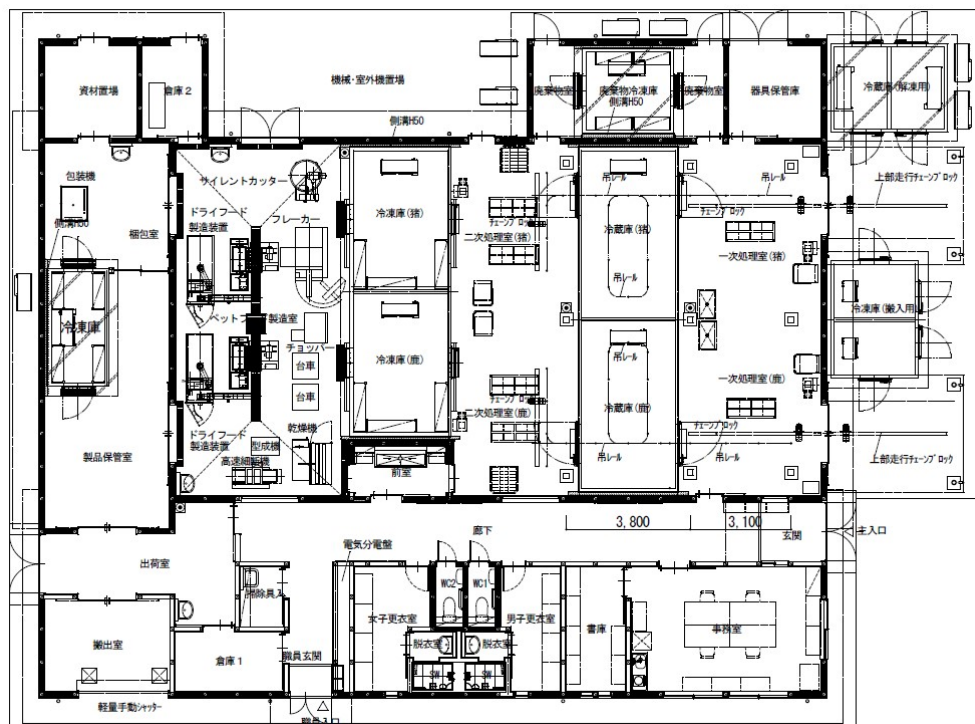
（２）施設の概要

①鬼北町ジビエペットフード加工処理施設

位置 鬼北町大字延川 1164 番地

建物構造 木造平屋建て（建築面積 474 ㎡）

建築年月日 令和 5 年 8 月 31 日

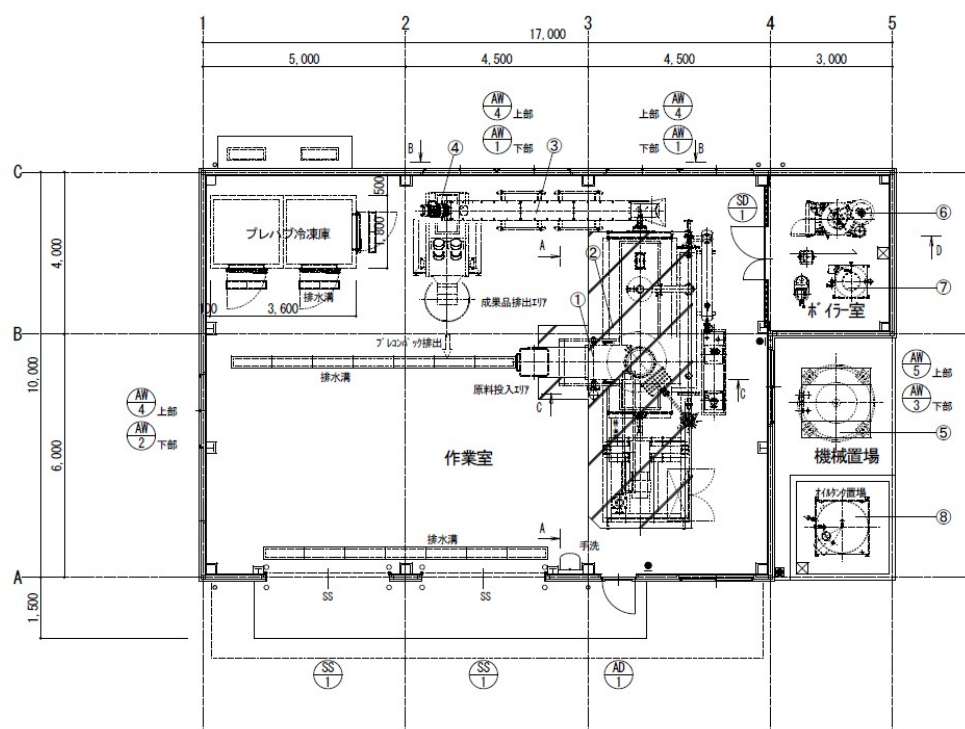


②鬼北町ジビエ一時保管施設（※鬼北町ジビエペットフード加工処理施設に含む。）

位置 鬼北町大字沢松 499 番地 1

建物構造 木造平屋建て（建築面積 40.71 ㎡）

位置 鬼北町大字延川 1159 番地 2
建物構造 鉄骨造 (建築面積 158 m²)
建築年月日 令和 4 年 3 月 25 日



2 管理運営に関する基本的事項

(1) 指定管理者制度の基本理念

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としている。このため、指定管理者は、施設の使用許可等の権限を有し、自らの責任によって適切な管理運営を確保しなければならない。

また、施設の設置者である鬼北町は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。

(2) 管理運営に当たっての留意事項

指定管理者は、管理運営に当たり次の項目に留意しなければならない。

- ① 施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- ② 施設は、公共の施設であることを常に自覚し、利用者への公平なサービスの提供に努めること。
- ③ 本書や事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるように適正な管理運営を行うこと。
- ④ 効率的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の削減に努めること。
- ⑤ 利用者の意見や要望を管理運営に反映させ、利用促進を図ること。
- ⑥ 施設内での利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- ⑦ 町担当部署と緊密に連絡を取り合うとともに、鬼北町の施策に対し積極的に協力すること。
- ⑧ 猟友会や捕獲者、地域住民との協調に努めること。
- ⑨ 次に掲げるものをはじめ関係法令を遵守すること。

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

イ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）

ウ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

エ 鬼北町有害鳥獣処理施設条例（令和 4 年条例第 3 号）

オ 鬼北町ジビエペットフード加工処理施設条例（令和 5 年条例第 5 号）

カ 鬼北町個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 2 号）

(3) 業務に必要な資格等

指定管理者は、業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を、指定管理者の業務開始時期までに所持していなければならない。個々の業務について第三者等へ委託等を行う場合は、当該業務について再委託先が必要な免許、許可、認定等を受けていなければならない。

(4) 緊急時の対応

指定管理者は、緊急時等においては次のように対応しなければならない。

- ① 指定管理者は、災害時、緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関へ

の通報等について、的確に対応できるようにマニュアルを作成し訓練を行うこと。

② 施設の利用者の急病、けが等に対応できるように、消防や近隣の医療機関との連絡体制を整備すること。

③ 施設内での火災、犯罪等の防止に努めるとともに、発生時には的確に対応すること。

(5) 地元優先の原則

職員の採用については、地元住民の優先に配慮すること。また、消耗品、原材料等の仕入れについては、可能な限り地元業者を優先することを原則とすること。

(6) 帳簿類の管理

指定管理者は、施設の管理運営にかかる収入及び支出の状況についても適切に帳簿に記入するとともに、当該帳簿については 10 年間、関係証拠書類については 5 年間保存しなければならない。また、これらの帳簿類について鬼北町が閲覧を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

3 有害鳥獣の受入れ

(1) 受入れ時間及び期間

施設への持込みについては、ネットワークカメラによる確認を行うため 24 時間 365 日受入れ可能とすること。

(2) 受入れ時間及び期間の変更

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、受入れ時間及び期間を変更することができる。同様に、臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

4 指定管理者が業務を行う区域

① 施設

鬼北町ジビエペットフード加工処理施設

鬼北町ジビエ一時保管施設

鬼北町有害鳥獣処理施設

② 区域

鬼北町大字延川 1159 番地 1 (233 m²)

鬼北町大字延川 1159 番地 2 (961 m²)

鬼北町大字延川 1159 番地 3 (538 m²)

鬼北町大字延川 1164 番地 (855 m²)

鬼北町大字沢松 499 番地 1 (937 m²)

5 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の管理運営に関する業務

- ① 施設設備の保守管理
- ② 職員体制及び人事管理
- ③ 安全確保・衛生管理
- ④ 機械設備・備品・消耗品等の管理

(2) 施設の利用の許可及び利用の制限に関する業務

- ① 利用の許可
- ② 利用の制限
- ③ 利用の促進

(3) 施設の処理手数料の収受に関する業務

- ① 処理手数料の徴収

(4) ペットフード製造販売に関する業務

- ① ペットフードの製造
- ② ペットフードの販売

(5) 有害鳥獣の回収に関する業務

- ① 南予地域鳥獣被害防止対策協議会が参画して建設した一時保管施設（冷凍庫）に搬入された有害鳥獣の回収
 - ・ 鬼北町大字沢松 499 番地 1（鬼北町ジビエ一時保管施設）
 - ・ 宇和島市曙町 1 番地（宇和島市役所）
 - ・ 宇和島市津島町岩松甲 471 番地（宇和島市役所津島支所）
 - ・ 宇和島市吉田町東小路甲 106 番地（宇和島市役所吉田支所）

(6) その他町長が定める業務

- ① 作業日報の作成
- ② 個人情報保護
- ③ 監査

6 施設の管理運営に関する業務の基準

(1) 施設設備の保守管理

- ① 施設設備を日常的に点検し、異状があれば修繕等の対応をすること。
- ② 施設を常に清潔にし、美観の維持を図ること。
- ③ 建物本体及び周囲の清掃を行うこと。
- ④ リスク分担表により指定管理者の負担とする修繕については、遅滞なく対処すること。
- ⑤ リスク分担表により鬼北町の負担とする修繕については、町に速やかに連絡するとともに応急措置を行うこと。

⑥ 機械設備などについて、必要に応じて専門業者に委託すること。

(2) 職員体制及び人事管理

① 管理運営業務の責任者を選任すること。

② 業務が円滑に推進できる人数の職員を雇用し、労働基準法等関係法令を遵守して能率的に業務に就かせること。

③ 職員に欠員が生じた場合は、必要に応じて雇用すること。

(3) 安全確保・衛生管理

① 防火管理者を選任し、緊急時の対応マニュアルを作成すること。

② 施設の利用について利用者や住民から苦情や意見があった場合は、適切な対応をするとともに、町に対しその内容を連絡すること。

(4) 備品・消耗品・原材料等の管理

① リスク分担表により指定管理者の負担とする備品の購入については、遅滞なく対処すること。

② リスク分担表により鬼北町の負担とする備品の購入については、町に速やかに連絡すること。

③ 町の備品と指定管理者の備品を区分し、それぞれの備品台帳で適切に管理すること。

⑤ 消耗品の在庫を的確に把握し、不足が生じないように効率的に補充すること。

⑥ 原材料等の発注については、町内小売業者の優先を原則とし、その発注方法については町と事前に協議すること。

7 施設の利用の許可及び利用の制限に関する業務

(1) 利用の許可

① 施設の利用者に対して、公正・公平に利用を許可すること。

② 利用時間については、変更する場合は遅滞なく町に連絡すること。

(2) 施設利用の制限

次の各号に該当する場合は、利用を許可しないこと。

① 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。

② 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

③ 施設の不備等により利用者に被害を与えるおそれがあるとき。

④ その他管理運営上やむを得ないと認められるとき。

(3) 利用の促進

利用の促進と施設の有効活用のため、各種自主事業の実施や、パンフレット等印刷物の作成、マスコミによる宣伝など独自の営業活動を行うこと。

8 有害鳥獣処理施設の処理手数料の収受に関する業務

(1) 処理手数料の減免

- ① 鬼北町有害鳥獣処理施設条例第 10 条の規定により鬼北町長が手数料の減免を求めた場合は、これに従うこと。
- ② 指定管理者が処理手数料の減免をする場合は、あらかじめ減免の基準について定めておくこと。

(2) 処理手数料の徴収

- ① 処理手数料は、指定管理者の収入として指定管理者が徴収すること。
- ② 処理手数料の徴収にあたって、不当な差別的取り扱いを行わないこと。

9 製品の製造販売に関する業務

(1) 製品の製造

- ① 製造する製品は、ドライペットフード、ミンチ生肉、ジャーキーとするが、新たに製品化しようとするものについては、町と事前に協議すること。

(2) 製品の販売

- ① 製品の在庫状況を確認し、不足がないよう製造すること。
- ② 製品の販売代金を、指定管理者の収入として収受すること。
- ③ 製品以外の商品を販売しようとするときは、町と事前に協議すること。
- ④ 製品の価格設定等については、町と事前に協議すること。

(3) その他

- ① ペットフード製造販売について、必要に応じて専門業者とコンサルティング業務等の契約をすること。

10 その他町長が定める業務

(1) 作業報告書等の作成

募集要項で定める定期報告書のほかに、施設の維持管理について、次の項目を記録した作業報告書等を作成すること。

- ① 減容化施設作業報告書
- ② ペットフード加工処理施設作業報告書

(2) 個人情報保護

施設の管理運営に当たり個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(3) 監査

鬼北町監査委員が町の事務を監査する場合又は情報公開請求により町の情報を開示する場合においては、必要に応じて関係書類を提供すること。